

市民との意見交換会実施報告書

開催日時	令和4年1月24日（月） 13時30分 ～ 15時30分			開催場所	議会委員会室	
出席議員	氏名	役割	氏名	役割	氏名	役割
	菅井 巖	司会進行	阿部 寛		富樫 正毅	受け付け
	五十嵐 一彦	写真撮影	本間 信一		田中 宏	記録
	遠藤 初子	記録				
欠席議員	なし					
テーマ	障害者相談支援施設の現状と課題 「知的・精神・発達障害～ひきこもり相談支援について」					
団体等の名称	鶴岡市障害者相談センター／相談支援センター あおば／障がい者相談支援センター パステル 相談支援室「一柳」／地域生活支援センター アスピア／く～たも相談室 自立支援センター ふきのとう				参加者数	議員他13人
実施内容 (概要等)	市内で障害者相談支援に取り組んでいる7つの事業所・施設から、実際に相談にあたっている方々にご参加いただき、意見交換を行った。 障害といっても千差万別であり、それぞれのケースに寄り添った対応が必要であることを学んだ。 2021年3月策定の【鶴岡市障害福祉計画】や、2020年4月施行の【鶴岡市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例】に照らし合わせ、市議会としても福祉現場からの声に耳を傾け、その実現に向けた課題解決を図る必要がある。					

※主な意見及びその回答は、別紙のとおり

令和4年2月21日

鶴岡市議会議長 様

厚生班 代表者 菅井 巖 印

主な意見等	回 答 等	分 類			
		I	II	III	選択理由等（自由記載）
<p>幼少期は相談窓口があるが、年齢が上がるにつれて相談できる相手が少なくなる。18歳以上だと相談窓口や居場所がない。現在は各職員の方や学校時代の保護者仲間に相談している現状がある。</p> <p>切れ目ない支援の必要性。</p> <p>山形県発達障がい者支援センターは上山市にあるが庄内からは使いにくいので、庄内に気軽にワンストップで相談できる窓口がほしい。</p>	<p>発達障がい者支援センターは県にはあるが、市にはない。</p> <p>設置しなければならないと考える。</p>		○		
<p>個々の相談支援事業所では、病院との交渉など限界がある。横須賀市では行政で訪問相談員を配置している（福祉部障害福祉課）。鶴岡市でも事業所と連携してほしい。</p>	<p>コーディネーターなど、全体的に包括し、寄り添うことができる人材をどう育てていくか課題である。</p> <p>相談窓口の設置も考えていかなければいけない。</p>		○		
<p>限られた職員の自宅待機期間を少しでも短くするため、新型コロナ検査キットを事業所でも利用できるよう支援してほしい。</p>	<p>コロナ検査キットへの支援が必要と考える。</p>		○		
<p>ショートステイ、レスパイト入院できる施設が少ない。特に医療ケア児・者や、強度行動障害がある場合など、受け入れ先がない。</p> <p>家族が休息できる時間が必要である。</p>	<p>「相談支援部会」でも課題に上っている。</p> <p>医療的ケア児・者が利用できる社会資源が少ない。強度行動障害の方の通所や受け入れを断られることが多い。幅広い年齢を受け入れ宿泊できる社会資源が増えれば安心して過ごせる体制が作れば良い。</p>		○		
<p>地域住民のグループホームへの理解が低く、良好な関係が築けていないケースがある。</p> <p>発達障害の2次障害としてのひきこもり。</p> <p>近年は大人になってから気が付く場合も多い。</p>	<p>地域での周知ができていない現状があると思う。</p> <p>グループホームの方々に防災訓練に参加してもらった事例もある。</p>		○		

<p>保健師の人数が減り、地域の情報を集める力が弱くなって地域格差がある。地域によっては相談がないという現状もある。障害者の掘り起こし、正確な実態把握ができていないのではないかな。</p>	<p>通所できる交通手段がないため利用をあきらめている人もいる。提供できる事業者がない地域もある。地域間でのサービスに格差があるのであれば、現状を調べ対応していかなければいけない。</p>		○		
<p>市内に行動援護サービスの事業所がないので困っている。余暇支援もニーズがある。発達障害支援センターがあると助かる。学校以外で過ごせる場が欲しい。</p>	<p>行動援護サービスは、何故ないのか？ 「農福連携」に取り組んだが、自分の居場所づくりの難しさを感じた。 親の理解も必要である。</p>		○		
<p>「8050」問題から「9060」問題へ。ひきこもりが長期間に渡り、親亡き後を心配する家庭が増えている。若年層から高齢に至るまで、切れ目のない支援体制を構築してほしい。</p>			○		
<p>深夜に相談の電話が来るともあり、十分な対応ができず苦慮している。 緊急のときの対応に困る。</p>	<p>相談を受ける側が悩んでいるのは大変なことである。</p>		○		
<p>福祉タクシー券の対象者以外にも、自分で運転できない障害者は存在するので、支援が必要だ。 ※精神保健福祉手帳は対象外である。</p>			○		
<p>市や市社協の担当者が短期間で異動すると、専門人材が育たない。人事異動に配慮してほしい。</p>			○		

分類Ⅰ：今後の市議会活動の参考意見とするもの 分類Ⅱ：執行機関に伝えるもの 分類Ⅲ：議会（常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、広報広聴委員会等）として調査・検討を行い、その対応を明らかにするもの